

公共事業事前評価・継続評価における評価基準の概要

県土整備部独自の基準

評価項目	評価内容	配点		備 考
		事前評価	継続評価	
必要性	① 県民ニーズへの適合性	基本は それぞれ10点 事業の特性に応じ 5点単位で調整 (①②③⑦⑧間)		
	② 県関与の妥当性又は上位計画との適合性			
	③ 現状の課題又は将来の需要予測の把握状況			
	④ 手段の妥当性	代替性の検討状況	5点 10点	事業立ち上げにあたり、代替性の検討は必然的要素であることから、事前評価では配点を5点に減じ、環境配慮へ振り分けた。
有効性	⑤ 県民満足度の視点からの成果	成果指標を設定しているかどうか	10点	
優先性	⑥ 適時性	ライフライン事業(備考欄)あるいは関連事業の有無	10点	ライフライン事業とは、通常は電気・上水道等を指すが、ここでは「青森県地域防災計画」に位置づけられている防災事業(砂防・河川・海岸・都市、緊急避難道路、を含む。)
	⑦ 地元の推進(協力)体制等	推進協議会等の有無、要望状況、反対運動の有無等	基本は それぞれ10点 事業の特性に応じ 5点単位で調整 (①②③⑦⑧間)	
効率性	⑧ 費用対効果の状況	B/Cの度合い		
	⑨ コスト縮減の検討状況		5点 10点	事業立ち上げにあたり、コスト縮減の検討は必然的要素であることから、事前評価では配点を5点に減じ、環境配慮へ振り分けた。
⑩ 環境影響への配慮		「第五次青森県環境計画」への適合	20点 10点	事業立ち上げにあたり、環境配慮を重視する観点から、事前評価では配点を20点に増やし、「青森県環境計画」の地域区分ごとの「環境配慮事項」の重要度に応じて評価した。

平成29年度 公共事業事前・継続評価 優先度判定基準

県土整備部

○ 背景

- ・遅れている社会資本整備
- ・財政改革プランによる公共事業費の大幅削減

○ 公共事業の進め方

- ・効率的、効果的な事業の執行
- ・県民ニーズに対応した事業の執行
- ・公共事業の透明性の確保・説明責任 等

○ 評価の視点

- ・既着工事業の早期効果発現(完成・部分供用・暫定供用)⇒重点投資
- ・遅延事業等の保留・中止
- ・タイムリーな新規事業着手

【継続評価】

判 定 項 目		優先度A	優先度B	優先度C	備 考
概ね3年で完成・一部供用・暫定供用できる事業		○			平成30～32年度
概ね3年で完成・一部供用・暫定供用できない事業			○		平成33年度以降
※ただし、	他の主要事業（新幹線、直轄事業等）と調整を図りながら進める事業	○			
	整備効果はあるが、用地補償の解決に一定時間を要するなどの理由から一時的に整備を推進できない事業			○保留	
	着工時には整備効果はあったが、社会情勢の変化により整備の必要性がなくなった事業			○中止	⇒ 再評価審議委員会に諮り、決定

【事前評価】

判 定 項 目		優先度A	優先度B	優先度C	備 考
概ね3年で完成・一部供用・暫定供用できる事業	具体的な成果指標があり整備効果が高い事業	○			
	安全・安心の観点から早急に着手し完成させる事業	○			補修・交通安全・防災事業等
平成33年度以降に完成・一部供用・暫定供用する事業			○		
※ただし、	県の総合計画、社会資本整備重点計画等の趣旨に則り行われる根幹的な事業	○			道路改築系、河川改修、港湾改修、流域下水道等
	他の主要事業（新幹線、直轄事業等）と調整を図りながら進める事業	○			
	災害が発生し、地域住民から抜本的な整備要望が強く、早急に着手すべき事業	○			
	他機関（国、市町村等）が事業主体となるのが適当である事業			○	

■評点について

$$\begin{aligned} \text{優先度 A} &: \text{【評点】} = (\text{基本評点}) + (\text{優先度補正 } 0\text{点}) \\ \text{優先度 B} &: \text{【評点】} = (\text{基本評点}) + (\text{優先度補正 } -15\text{点}) \\ \text{優先度 C} &: \text{【評点】} = (\text{基本評点}) + (\text{優先度補正 } -25\text{点}) \end{aligned}$$

複数の判定項目（※の項目）に該当する場合は、最も低い判定度を採用する。

